

(船積情報登録等以降の輸出許可内容変更の申請)

2-4 通関業者等が、船積情報登録(本船扱い貨物の場合には船積確認登録)若しくは搭載完了登録、又は出港予定年月日(システム参加保税地域以外の場所で輸出の許可を受けた貨物である場合に限り。)以降に、システムを使用して輸出許可後の貨物に係る船名、数量等の許可内容を訂正(関税法基本通達67-1-11から67-1-14まで及び67の3-1-11(1)、67の3-1-12(1)、67の3-1-13(1)、67の3-1-14(1)の場合に限る。)する場合には、あらかじめ当該通関業者等から通関担当部門に対し訂正についての申出を行った後「汎用申請」業務を利用して「船名、数量等変更申請書」(税関様式C-5200号)に必要な事項を入力し、その申請に係る輸出許可書もあわせて添付したうえで送信することを求めるものとする。

通関担当部門において、この申請に係る変更を認める場合は、受理に係る登録を行うことにより、システムを通じてその旨を通関業者等に通知するものとし、記載内容を訂正した輸出許可書の交付は要しないものとする。

第2節の2 輸出取止め再輸入申告

(輸出取止め再輸入申告事項の登録)

2の2-1 輸出申告(法第67条の3第1項に規定する特定委託輸出申告、同条第2項に規定する特定製造貨物輸出申告、同条第3項に規定する特定輸出申告及び別送品輸出申告を除く。以下この節において同じ。)及び関税法基本通達67-2-5に規定するマニフェスト等による輸出申告を行う者及びその代理人である通関業者(以下この節において「通関業者等」という。)が、システムを使用して関税法基本通達67-1-15(2)に規定する輸出取止めになった貨物を船舶又は航空機に積み込まれる前に国内に引き取る場合の取扱い(以下この節において「輸出取止め再輸入申告」という。)を行う場合は、輸出取止め再輸入申告に先立ち、「輸出取止め再輸入申告事項呼出し」業務を利用して輸出取止め再輸入申告事項(以下この節において「申告事項」という。)の登録に必要な事項を呼び出した上で、申告事項の登録を行うことを求めるものとする。

(輸出取止め再輸入申告)

2の2-2 通関業者等が輸出取止め再輸入申告を行う場合は、あらかじめ当該通関業者等から通関担当部門に対し輸出取止め再輸入についての申出を行った後、前項の規定により登録された申告事項について通関業者等に出力される応答画面又は入力控情報として出力される内容を確認の上、次のいずれかの方法により輸出取止め再輸入申告の登録を行うことを求めるものとする。

- (1) 「輸出取止め再輸入申告」業務を利用して、必要事項を入力して送信する方法
- (2) 「輸出取止め再輸入申告事項登録」業務の応答画面に出力される情報を確認の上、必要事項を入力して送信する方法

(輸出取止め再輸入申告の関係書類の提出)

2の2-3 輸出取止め再輸入申告がシステムで受理され、輸出取止めの理由を記載した書面を提出する場合は、当該書面に申告番号、輸出取止め再輸入申告年月日、申告先税関官署及び部門並びに通関業者等名その他必要事項を付記して、輸出取止め再輸入申告の日の翌日から3日以内(行政機関の休日の日数は算入しない。)に、当該輸出取止め再輸入申告を行った税関官署の通関担当部門へ提出することを求めるものとする。

なお、この場合において輸出取止め再輸入に係る輸出許可書を提出することを求めないものとする。

(輸出取止め再輸入申告の変更)

2の2-4 この節2の2-2による輸出取止め再輸入申告の後、通関業者等が輸出取止め再輸入申告の許可までの間に申告内容を訂正する場合には、あらかじめ当該通関業者等から通関担当部門に対し訂正についての申出を行った後、次のいずれかの方法により取り扱う。この場合において、輸出取止め再輸入申告変更がシステムで受理され、当該輸出取止め再輸入申告変更に係る関係書類を書面で提出する場合は、当該関係書類に申告番号、輸出取止め再輸入申告年月日、申告先税関官署及び部門並びに通関業者等名その他必要事項を付記して、当該輸出取止め再輸入申告変更を行った税関官署の通関担当部門に提出することを求めるものとする。

- (1) 「輸出取止め再輸入申告変更」を利用して、変更事項を入力して送信する方法
- (2) 「輸出取止め再輸入申告変更事項登録」業務の応答画面に出力される情報を確認の上、送信する方法

(輸出取止め再輸入申告の許可)

2の2-5 通関担当部門は、システムを使用して行われた輸出取止め再輸入申告(輸出取止め再輸入申告変更を含む。)について、審査を行った上で、輸出取止め再輸入申告の許可をしようとするときは、システムに輸出取止め再輸入申告審査終了の登録を行うことにより輸出取止め再輸入申告を許可し、システムを通じてその旨を通関業者等に通知する。

第3節 特定輸出申告

(輸出申告についての規定の準用)

3-1 特定輸出申告(法第67条の3第3項に規定する特定輸出申告をいう。以下同じ。)を行う者及びその代理人である通関業者(以下この節において「通関業者等」という。)がシステムを使用して特定輸出申告を行う場合は、第1節及び前節に準じて行うものとする。この場合、第1節及び前節の規定に関わらず、簡易審査扱い(区分1)となった場合に限り、仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類(以下「仕入書等」という。)の提出を省略できるものとする。

なお、特定輸出申告においては次のことについて留意する。